

こんなときはどうするの？

- ❶ 就職して社会保険に加入したけど、すぐに資格確認書が届かず、しかたなく国民健康保険の資格確認書を使ってしまった。この場合も医療費の返納の対象になりますか。

A 返納の対象になります。このような場合、事前に会社で社会保険などの加入証明書を発行してもらうか、医療機関などの窓口で事情を説明してください。

- ❷ 会社都合で退職しましたが、保険料は全額支払う必要はありますか。

A 会社の倒産や解雇、雇用期間満了などの理由で職場を退職した方で、65歳未満の方は、届け出ること国民健康保険料を一定期間軽減する制度があります。ハローワークで「雇用保険受給資格者証」を受け取り、保健医療課または支所で手続きしてください。

- ❸ 交通事故に遭ったのですが、マイナ保険証で受診していいですか。

A 交通事故など、第三者から傷病を受けた場合は、自身のマイナ保険証は使用せず、必ず保健医療課に連絡してください。やむを得ず自身のマイナ保険証などを使用する場合は、市に「第三者行為による傷病届」などを提出してください。また、示談をする場合は、示談の前に必ず保健医療課に相談してください。

こんなときは届け出が必要
【就職した場合】
就職先などから「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を受け取ったら、保健医療課または各支所に、できるだけ早く届け出てください。社会保険などに加入したことを市では把握できません。届け出しない場合、国民健康保険に加入したままになり、保険料がかかり続けることになります。

【退職した場合】
会社から「資格喪失証明書」を取得して、証明書の発行日から14日以内に市に届け出て
○ 国民健康保険の「資格確認書」(持っている方のみ)
○ 「マイナンバーカード」ま



たは「マイナンバー」が分かる書類」
国保に加入する場合
○ 「資格喪失証明書」(資格の喪失日や喪失した人などが分かるもの)
○ 「身分証明書」(免許証、パスポートなど)
○ 「マイナンバーカード」または「マイナンバー」が分かる書類」

8月1日から更新されます

紫色

後期高齢者医療資格確認書

オレンジ色

国民健康保険資格確認書

問い合わせ 保健医療課 ☎59-2141

これまでマイナ保険証を所持している国民健康保険被保険者の方には「資格情報のお知らせ」を送付し、マイナ保険証を所持していない国民健康保険被保険者の方または後期高齢者医療被保険者の方には「資格確認書」を発行していました。

8月1日から発行方法と色が変更となります。マイナ保険証を使用している方は引き続きマイナ保険証で受診してください。

後期高齢者医療被保険者

【マイナ保険証を持っていない方】

県後期高齢者医療広域連合から7月中旬に郵送しています。
【マイナ保険証を持っている方】
○ 「資格情報のお知らせ」または「資格確認書(紫色)」※年齢やマイナ保険証の利用状況に応じて、どちらかを郵送しています。詳細は広報おたけ7月号8ページをご覧ください。

【マイナ保険証を持っていない方】
○ 「資格確認書(紫色)」※マイナ保険証や「資格確認書」の問い合わせを、国が設置したマイナンバー総合フリーダイヤルで受けています。
マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120-95-0178
令和7年8月1日以降に「資格情報のお知らせ」を交

付されたことがない方、または70歳以上の方にのみ、市から郵送しています。
【マイナ保険証を持っている方】
○ 「資格情報のお知らせ」※70歳以上の方は、医療費の負担割合が記載された「資格情報のお知らせ」となります。
【マイナ保険証を持っていない方】
○ 「資格確認書(オレンジ色)」マイナ保険証の有効期限にご注意を
マイナ保険証(電子証明書)の有効期限は5年です。
有効期限の2カ月前をめぐりに、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から更新手続きの案内が届きます。
届いていない方・紛失した方8月に入っても「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」が届かない場合は、保健医療課に連絡してください。
紛失した場合は、再交付の手続きが必要です。免許証など顔写真付きの本人確認ができる身分証明書を持って、保健医療課または各支所で手続きしてください。

『健診』受けたら見る動画』

健診結果をそのままにしないでネ！

問い合わせ 保健医療課 ☎59-2153



配信内容
1. 血圧について
収縮期血圧(最高血圧)、拡張期血圧(最低血圧)の数値が気になる方へ
2. 脂質異常について
中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロールの数値が気になる方へ
3. 血糖について
血糖値、HbA1cの数値が気になる方へ
市ホームページから「トップページ」↓「健康・予防・医療・福祉」↓「健康・予防に関するお知らせ」↓「おとなの健康(健診・検診)」↓「健診受けたら見る動画配信のご案内」から動画を視聴できます。
スマートフォンから
『健診受けたら見る動画』はこちら。



※通信消費量が大きいので、安定したインターネット回線(有線、Wi-Fiなど)での利用をお勧めします。(利用にかかる通信料は自己負担)

健康診断の結果を今後の健康づくりに役立てるために「健診受けたら見る動画」を配信します。健康診断の結果について、異常値を放っておくと、どのような危険があるのか、予防・改善のためにどうすればいいのかを動画で説明しています。動画終了時に表示されるアンケートへの回答も願います。
配信期間
令和9年3月31日(水)まで

忘れないで届け出を『所得状況届』
特別児童扶養手当・障害児福祉手当

問い合わせ 福祉課 ☎59-2146

特別児童扶養手当・障害児福祉手当を受けている方は、「所得状況届」を福祉課に提出してください(郵送可)。届け出がないと、8月以降の手当の支給が停止されますので、必ず提出してください。対象となる方には、あらかじめ届け出用紙を郵送します。

提出期間 8月12日(水)～9月11日(金)

提出するもの

【特別児童扶養手当】

- 所得状況届
- 受給者、配偶者、扶養義務者、対象児童の個人番号が分かる書類(マイナンバーカード、個人番号通知カードなど)

【障害児福祉手当】

- 所得状況届
- 同意書
- ※そのほか、必要に応じて書類の提出を依頼することがあります。

『現況届』
児童扶養手当問い合わせ
こども家庭課 ☎59-2148

児童扶養手当を受けている方は、「現況届」を8月31日(月)までにこども家庭課に提出してください。

届け出がないと、受給資格があっても1月支給分(11月・12月分)以降の手当の支給が停止されますので、必ず提出してください。

対象となる方には、あらかじめ届け出用紙を郵送します。